

## 部門研究調査規程細目

### ( 第 1 種専門委員会の設置提案 )

第 1 条 技術委員会において第 1 種専門委員会の設置を提案しようとするときは、目的・背景および内外機関における調査活動・調査検討事項・予定される効果・調査期間・委員構成・活動予定、報告形態等を記載した設置趣意書(様式 1)を部門研究調査運営委員会(以下、部門運営委員会という)に提出するものとする。

2. 第 1 種専門委員会の統合等の変更を提案しようとする場合も前項に準ずる。

### ( 第 2 種専門委員会の設置提案 )

第 2 条 技術委員会において、第 2 種専門委員会の設置を提案しようとするときは、下記事項を記載した設置趣意書(様式 1 に準ずるが、活動費収支予算書を記載のこと)および委員の参加申し込み書を部門運営委員会に提出するものとする。

( 1 ) 活動計画(運営規約を含む)

( 2 ) 活動費収支予算書

( 3 ) 委員会名および委員長・幹事・委員名ならびにその所属機関名

2. 第 2 種専門委員会において、承認された活動計画、委員会名、委員構成に変更が生じた場合には、その都度、設置趣意変更承認申請書を当該技術委員会委員長を経由して部門運営委員会に提出して、承認を得るものとする。

3. 第 2 種専門委員会の設置期間の延長については、部門運営委員会の承認を得て、1 年以内に限り延長できるものとする。

4. 第 2 種専門委員会が企業等から研究調査委託金を受けて活動する場合(特別専門委員会)は、1 項に基づく承認の後、さらに理事会の承認を得るものとする。公共機関からの委託以外は、委託企業を会告により公募するものとし、委託企業等の確定後、2 項に定める委員等の変更承認申請手続きをとるものとする。

### ( 会員による専門委員会の設置提案 )

第 3 条 「部門規程」第 4 章第 4 条により、正員または事業維持員が専門委員会の設置を提案しようとするときは、部門研究経営担当に申し出て該当する技術委員会の指定を得た後、本細目第 1 条または第 2 条に規定する設置趣意書等の必要書類を、該当技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。

2. 部門研究経営担当が該当する技術委員会を指定するにあたっては、関連する技術委員会委員長と事前に十分な協議を行わなければならない。

### ( 第 1 種専門委員会の解散 )

第 4 条 所定の調査検討を完了した第 1 種専門委員会を解散するときは、解散の趣旨・活動報告・今後の問題点・成果報告の形態とその提出時期等を記載した解散報告書(様式 2)を、技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。

2. 所定の調査期間を残して解散する場合は、前項の各事項を記載した解散趣意書(様式 3)を、技術委員会を経て部門運営委員会に提出するものとする。

### ( 第 2 種専門委員会の解散 )

第 5 条 所定の活動を完了した第 2 種専門委員会を解散するときは、解散の趣旨・活動の概要を記載した

解散報告書(様式2に準ずるが、当該第2種専門委員会の性格により成果報告を求めないこともある)および活動費の収支決算書を、技術委員会委員長を経て部門運営委員会に提出し、承認を得るものとする。収支決算書には会計証票を添付しなければならない。

( 整理委員会 )

第6条 調査専門委員会を解散した後も調査結果のとりまとめに日時を要するときは、6ヶ月以内に限り、委員中の若干名をもって構成する整理委員会を置くことができる。

( 委員会設置数の上限 )

第7条 「部門規程」第4章第1条4項にいう委員会設置数の上限は、技術委員会と第1種専門委員会を対象とし、研究経営会議の議を経て部門役員会で決定するものとする。

2. 委員会設置数の上限は、本細目の付帯事項に記載する。

( 調査専門委員会の成果報告 )

第8条 調査専門委員会は、所定の研究調査項目について研究調査を完了したときは、原則として、技術報告を作成しなければならない。ただし、単行本として出版する場合、または技術報告とは異なる形態で成果を報告する場合には、部門運営委員会の承認を得なければならない。

2. 調査専門委員会の設置数は、技術報告の原稿を本学会事務局に提出した時点をもって更新するものとする。他の形態で成果をまとめる場合は、部門運営委員会での都度更新時点を定めるものとする。

( 特別専門委員会の成果報告 )

第9条 特別専門委員会は、所定の活動を完了後、本細目の付帯事項に記載する期間内に研究調査成果報告書を作成しなければならない。

2. 前項の研究調査成果報告書は、特別専門委員会ならびに委託企業等に各1部を無償で配布し、本学会に1部保管するものとする。委託企業等が前記配布以上を希望する場合は実費で頒布するものとする。

3. 前項以外への配布は、当該委員会で協議・決定するものとする。協議により、その要旨を部門編修委員会の承認を経て、有償で部門誌に掲載することができる。

( 特別専門委員会での発明考案 )

第10条 特別専門委員会での研究調査における発明考案等の取扱いについては、当該委員会の発足時に委員会において協議し、付1を参考として作成した覚書を交換しておくものとする。その運用にあたっては、発明等の明細を記載した覚書を、所属する技術委員会委員長に提出し、その承認を得るものとする。

2. 技術委員長は部門運営委員会委員長に諮り、その発明等の行為が当該委員会の研究調査業務に属すると認めるときは、発明者の特許等を受ける権利・特許権等およびその他の事項について、覚書に従って処理するものとする。

[付帯事項]

1. 本細目第7条2項に規定した委員会設置数の暫定的な上限値は、全部門にわたって技術委員会と第1種専門委員会を合算して200とする。

2. 本細目第9条1項に規定した研究調査成果報告書の提出期限は、暫定的に3ヶ月とする。

( 付則 )

1. 本規程細目は平成 3 年 4 月 2 5 日，理事会において承認制定。
2. 本規程細目は平成 3 年 5 月 2 4 日より施行する。
3. 本規程細目は平成 1 1 年 1 1 月 2 6 日，調査会議において一部改正。
4. 本規程細目は平成 1 5 年 2 月 6 日，調査会議において一部改正。
5. 本規程細目は平成 1 8 年 4 月 1 3 日，研究経営会議において一部改正。
6. 本規程細目は平成 1 8 年 9 月 2 6 日，研究経営会議において一部改正。

調査専門委員会  
設置趣意書

技術委員会

1. 目的

2. 背景および内外機関における調査活動

3. 調査検討事項

4. 予想される効果

5. 調査期間

和暦年(西暦年) 月~和暦年(西暦年) 月

6. 委員会の構成(職名別の五十音順に配列)

職名	氏名	(所属)	会員・非会員区分
委員長		( )	会員 or 非会員
委員		( )	会員 or 非会員
同	.	.	.
同	.	.	.
同	.	.	.
同	.	.	.
幹事		( )	会員 or 非会員
同	.	.	.
幹事補佐		( )	会員 or 非会員

7. 活動予定

委員会	回/年	幹事会	回/年
見学回	回/年		

8. 報告形態(調査専門委員会は必須)

(ex. 技術報告書をもって報告とする)

9. 活動収支予算(協同研究委員会のみ)

収入	委員負担金 @ 円/年 × 10 =	円/年
支出	通信費等	円/年



調査専門委員会  
解散趣意書

技術委員会

1. 解散の趣旨および活動報告

2. 成果報告について

解散までの研究成果について、次のように報告する。

報告方法（成果物として報告する場合には、部門共通・規程 1 - 2・様式 2 の第 2 項，3 項に準じ記載する。）

3. 今後の問題点

## 付 1 . 特許に関する覚書の内容 ( 参考 )

項 目	取 り 決 め 内 容
(1)出願に関する届出	必要。出願に先立ち、発明等の明細を当該特別専門委員会委員長を経由して、技術委員会委員長に提出。
(2)出願に関する承認	必要。技術委員会委員長の承認を要す。
(3)帰 属	技術委員会委員長は部門運営委員会委員長に諮り、その発明等が当該特別専門委員会の研究調査業務に属すると認められた場合は、発明者の所属する機関との共有とし、以下の条件で他に実施させるものとする。
(4)費用の負担	発明者の所属する機関の負担。ただし、教唆者の場合はこの限りではない。
(5)発明者への報酬	なし。
(6)実施条件	発明者以外の委員の所属する機関には、優先的条件（一般的対価条件の3/10）により通常、実施権が許諾される。 第三者への実施許諾については、共有者が協議の上決定し、実施料収入の配分は別に定める。